

【児童の福祉】

1 児童福祉の概要

本市の児童福祉は、要保護児童の保護のみにとどまらず、広く児童の健全育成をはかることを目指しています。教育を希望する未就学児童を預かる教育施設（認定こども園、幼稚園）や保育が必要な未就学児童を預かる保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育）に公定価格等の財政支援を保障するとともに、施設整備及び各種保育事業へ助成をしています。さらに、保育士等の研修会に対し助成を行い、保育の質の向上に努めています。

また、身体障がい児や知的障がい児の福祉対策として、相談指導体制の充実、心身障がい児の早期発見等による家庭療育指導体制の充実を図っています。

■児童（0～18歳）人口の推移（各年10月1日現在） (人)

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
男	9,994	9,773	9,482	9,208	8,982
女	9,596	9,334	9,039	8,761	8,541
計	19,590	19,107	18,521	17,969	17,523

■就学前児童数（令和5年4月1日現在） (人)

区分	男	女	計
0歳児	324	319	643
1歳児	357	340	697
2歳児	397	361	758
3歳児	386	380	766
4歳児	373	392	765
5歳児	422	414	836
計	2,259	2,206	4,465

2 相談、指導事業

児童の問題についての相談に応じ、必要な調査を行い個人的に、また集団的に必要な指導を行うとともに、区域内の実情の把握に努めています。

(1) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関、児童の保健福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者で成る要保護児童対策地域協議会を設置し、連携して対応しています。

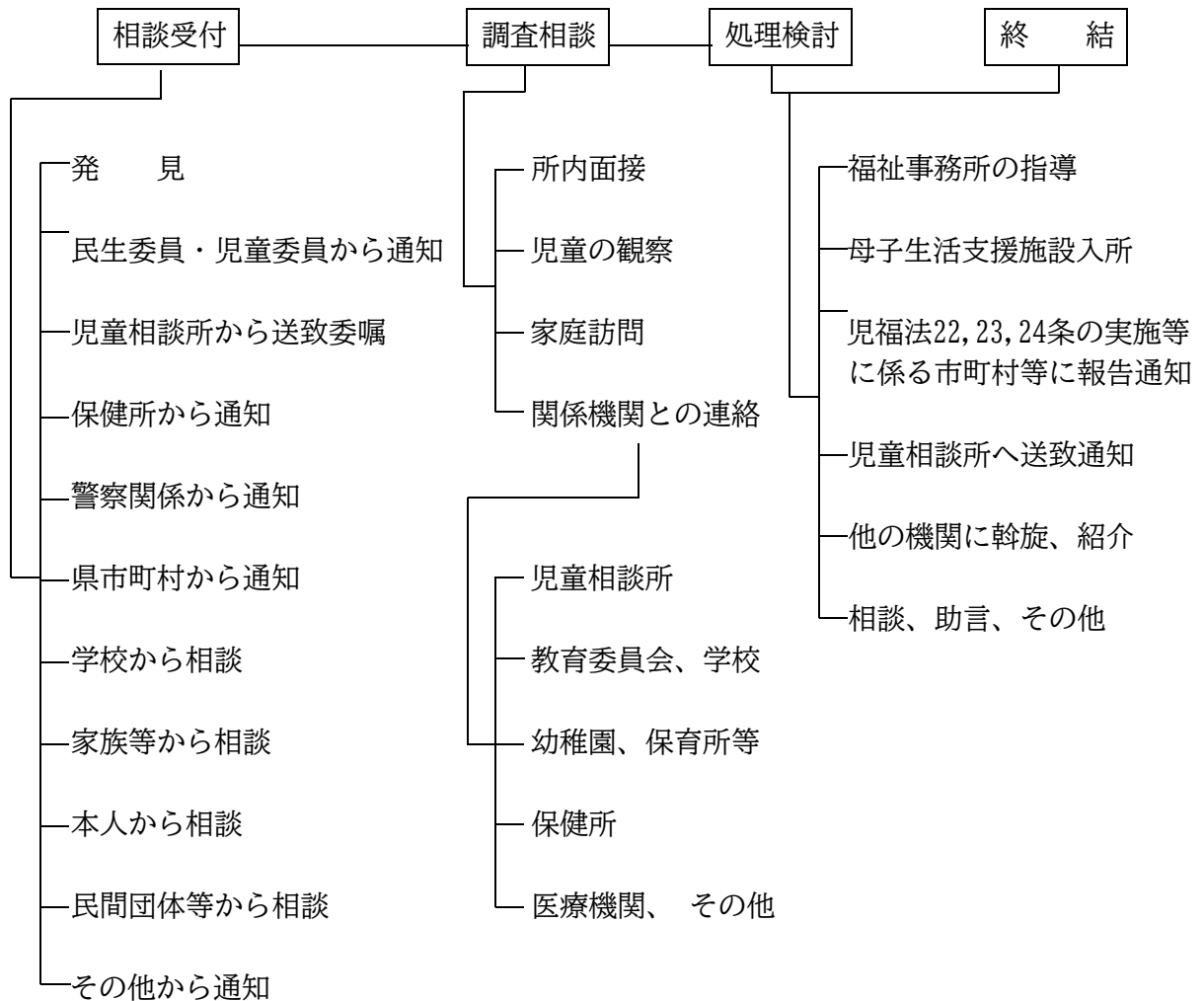
■要保護児童対策地域協議会 (回)

区分	年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
代表者会議		1	1	1	1	1
実務者会議		4	4	4	4	4
個別ケース検討会議		102	117	93	90	64

(2) 家庭児童相談室

家庭における人間関係や児童の養育等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置しています。相談室では、専門の相談員が、児童のしつけ、家庭内の問題について相談を受け、助言、指導を行っています。（家庭相談員2人）

■家庭児童相談室と関係機関



■相談件数の推移

(件)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
性格・生活習慣	5	2	6	24	21
知能・言語	69	49	77	86	158
学校生活	150	27	4	13	30
非 行	5	0	1	0	0
家族関係	809	508	460	436	413
環境福祉	0	0	1	8	1
障 がい	46	27	32	21	46
そ の 他	0	0	1	0	0
計	1,084	613	582	588	669

3 母子生活支援施設

児童福祉法に基づく施設であり、児童の健全育成と母子一体の生活指導を基調に、入所者とのコミュニケーションを図りながら、育児相談に応じたり、日常生活や就労などの支援を行い、母子が将来自立できるよう支援しています。

■入所状況

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
世帯数	4	6	7	5	4
人員	9	17	21	15	10

※本市措置分のみ

4 教育・保育事業

(1) 教育・保育施設等

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する場合は、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受け、各施設の利用手続きをすることになり、利用者負担額（保育料）は、市が定める額で、保護者の所得に応じた負担としました。

また、幼稚園の新制度移行や地域型保育事業者等の新設により、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育枠の拡大に努めました。

なお、教育・保育施設等を利用していない子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域子育て支援センターの事業を各施設において実施しています。

※教育・保育施設等…子ども・子育て支援新制度に移行した保育所・認定こども園・幼稚園及び地域型保育事業施設

■乳幼児（0歳～5歳）人口の推移（各年4月1日現在） (人、%)

区分 \ 年	市人口 (住基人口)	乳幼児人口 (住基人口)	対前年度比		比 率
			市人口	乳幼児人口	
平成31	118,518	5,298	99.0	97.2	4.5
令和2	117,329	5,113	98.0	93.8	4.4
令和3	116,062	4,920	98.9	96.2	4.2
令和4	114,639	4,688	98.8	95.3	4.1
令和5	113,007	4,465	98.6	95.2	4.0

■教育・保育施設、定員、入所児童数等の推移(各年4月1日現在)※広域入所を除く (人、%)

区分 \ 年	教育・ 保育施設	利用定員	入 所 児童数	内 訳			入 所 率	
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	定員比率	乳幼児 人口比率
平成31	40	4,290	3,761	1,119	865	1,777	87.7	71.0
令和2	40	4,149	3,670	1,100	799	1,771	88.5	71.8
令和3	40	4,133	3,593	1,077	804	1,712	86.9	73.0
令和4	40	4,083	3,479	1,143	719	1,617	85.2	74.2
令和5	40	3,988	3,335	1,083	722	1,530	83.6	74.7

■教育施設入所児童等の状況（令和5年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区分	教育施設数	利用定員	入所児童数	年齢別内訳			比率
				3歳	4歳	5歳	
公立	1	50	12	6	3	3	2.5
私立	19	771	476	139	165	172	97.5
計	20	821	488	145	168	175	—
比率	—	—	—	29.7	34.4	35.9	100.0

■保育施設入所児童等の状況（令和5年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区分	保育施設数	利用定員	入所児童数	年齢別内訳						比率
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立	2	240	195	4	28	38	42	39	44	6.8
私立	36	2,927	2,652	71	424	518	535	522	582	93.2
計	38	3,167	2,847	75	452	556	577	561	626	—
比率	—	—	—	2.6	15.9	19.5	20.3	19.7	22.0	100.0

■保育施設（3号認定）階層別入所状況（令和5年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

階層区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
公立	0	7	4	9	6	6	7	7	11	4	3	2	0	4	0	0	70
私立	1	57	39	82	93	77	115	114	135	97	114	58	5	15	3	8	1,013
計	1	64	43	91	99	83	122	121	146	101	117	60	5	19	3	8	1,083
比率	0.1	5.9	4.0	8.4	9.1	7.7	11.3	11.2	13.5	9.3	10.8	5.5	0.5	1.7	0.3	0.7	100.0

※1階層：生活保護世帯、2階層：市民税非課税世帯、3階層：市民税均等割課税世帯、4階層以上：市民税所得割課税世帯

■入所理由の状況（令和5年4月1日現在）※広域入所を除く（人）

区分	入所児童	教育	就労	妊娠・出産	疾病	介護	災害復旧	求職活動	就学	児童虐待	育児休業	その他
人員	3,335	488	2,528	41	31	5	0	59	15	0	168	0

(2) へき地保育所

交通条件や自然条件等に恵まれない山間地域における保育を要する児童に対し、保育サービスの提供を行っています。

■へき地保育所入所児童数の推移（各年4月1日現在）（人）

区分 保育所名	定員	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
湊しらとり保育園	60	47	44	38	39	29

(3) 教育・保育事業費の推移

(千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
公立保育所経費	384,211	351,757	406,273	420,711	413,330
公立幼稚園経費	54,886	39,040	37,701	38,334	43,034
保育所運営委託料、扶助費（私立）	3,495,293	3,799,610	3,888,237	3,916,536	3,902,036
特別保育（障がい児・延長等）	337,387	362,596	434,949	447,983	465,140
乳幼児健康支援一時預かり事業費	11,777	10,423	9,408	8,992	46,053
教育・保育施設等支援対策事業補助金 （旧民間保育園運営補助金）	34,789	41,767	36,073	44,633	46,458
へき地保育所経費	46,317	50,691	47,723	59,754	55,610
認可外保育施設補助金	674	303	516	480	394
幼稚園就園奨励費補助金	6,295	2,951	－ ※	－ ※	－ ※
計	4,371,629	4,659,138	4,860,879	4,937,423	4,972,055

※ 幼児教育・保育の無償化により、令和元年度で事業終了。

5 在宅福祉対策

(1) 子ども医療費助成事業

本市に住所を有する児童の保健の向上に寄与するため、保険診療にかかる医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成しています。

■助成状況の推移

年 度 \ 区 分	助成対象人数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1人当たりの 助成額 (円)	1件当たりの 助成額 (円)
平成30	19,229	263,623	550,469	28,627	2,088
令和元	18,683	261,413	541,187	28,967	2,070
令和2	18,113	200,116	445,544	24,598	2,226
令和3	17,662	213,209	471,698	26,707	2,212
令和4	17,152	214,864	482,318	28,120	2,245

※助成対象は、入院・入院外ともに小学校就学前までだったものを、平成23年10月診療分からは入院は中学校3年生まで、入院外は小学校3年生までに拡大し、さらに、平成24年10月診療分からは入院・入院外ともに18歳に達した以後における最初の3月31日までに拡大しています。

(2) 児童手当

家庭における生活の安定及び次代の社会を担う子どもの健やかな育ちと資質の向上を社会全体で応援します。

- 支給要件 中学校修了前の児童を養育している者
- 手当の額（月額）

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	第一子・第二子 10,000円
	第三子以降 15,000円
中学生	10,000円
所得制限以上の者	一律 5,000円
- ※令和4年6月分より所得上限限度額が新設
- 支給時期 3回（2月、6月、10月）

■児童手当支給の推移

(人、千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
受給者数	8,318	8,071	7,841	7,651	7,238
児 童 数	13,959	13,605	13,231	12,888	12,219
支 給 額	1,830,430	1,779,810	1,729,610	1,684,040	1,624,920

※受給者数及び児童数は2月現在

(3) 障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする在宅の障がい児に支給しています。

○手当月額 15,220円 (令和5年4月～)

○支給時期 年4回 (5月、8月、11月、2月)

■支給状況

(人、千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
受給者数	51	53	53	47	45
金 額	8,520	8,403	8,502	7,485	7,084

(4) 特別児童扶養手当

身体または精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人に支給しています。

○手当月額 (令和5年4月～) 1級 53,700円

2級 35,760円

○支給時期 年3回 (4月、8月、11月)

■手当支給資格児童数

(人)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
1級 (重度)	104	105	99	98	105
2級 (中度)	135	148	165	155	148
計	239	253	264	253	253

■障がい別手当受給児童数等 (令和4年度)

(人)

区 分 \ 種 別	受給児童数	知的障がい	身体障がい	重複障がい	内部疾患	精神障がい	その他
1級 (重度)	105	68	27	0	6	4	0
2級 (中度)	148	33	4	0	10	101	0
計	253	101	31	0	16	105	0

(5) 就学遺児激励金

小・中学校に在学する就学遺児に対して、健やかに成長し勉学の励みとなるように支給しています。なお、平成25年度より対象を小・中学校1年生のみから小・中学校に在学する児童・生徒に拡大し、小学校在学時またはその学齢時1回、中学校在学時またはその学齢時1回支給をしています。

○激励金 30,000円

■支給児童数、支給額の推移 (人、千円)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
支給児童	27	45	40	30	38
支給額	810	1,350	1,200	900	1,140

6 健全育成対策

(1) 児童館

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を与え、その健康増進と情操を豊かにするため、近隣地域の児童を対象として児童の集団指導や放課後児童健全育成事業などを行っています。

■利用者の推移 (年間延べ人数、幼児クラブは世帯数)

児童館 \ 年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
城前児童センター	登録学童	15,649	14,772	13,561	14,491	—
	幼児クラブ	14	140	187	36	—
	自由来館者	158	185	186	84	—
行仁町児童センター	登録学童	18,205	16,803	18,489	—	—
	幼児クラブ	802	688	408	—	—
	自由来館者	776	924	374	—	—
材木町児童館	登録学童	—	—	—	—	—
	幼児クラブ	—	—	—	—	—
	自由来館者	—	—	—	—	—
西七日町児童館	登録学童	—	—	—	—	—
	幼児クラブ	342	264	66	354	473
	自由来館者	7,052	4,634	2,572	2,828	3,390

※登録学童：放課後児童健全育成事業の利用児童

■幼児クラブの登録状況 (令和5年2月1日現在) (組数)

児童館名	西七日町児童館
登録組数	26

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等による留守家庭の小学生を対象として「こどもクラブ」を設置し、放課後等に遊びを主とした余暇指導、生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図っています。

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から利用対象を小学校3年生から6年生までに拡大し、閉所時間を18時から19時に延長しました。

■登録児童の状況（令和5年5月1日現在）

区 分	計	区 分	計
鶴城こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	79	永和こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	41
城北こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	164	神指こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	33
行仁こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	101	門田こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	135
城西こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	161	城南第一こどもクラブ (学校法人 慈光学園)	96
謹教こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	114	城南第二こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	32
日新こどもクラブ (学校法人 若松幼稚園)	119	東山こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	81
湊こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	27	小金井第一こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	144
一箕第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	38	小金井第二こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	42
一箕第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	143	荒館こどもクラブ (学校法人 白梅)	89
一箕第三こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	47	川南こどもクラブ (学校法人 白梅)	35
松長第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	45	河東こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	114
松長第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	40	—	—
合計		1,920	

■事業費（決算額）の推移

(千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
金 額	493,465	521,526	574,497	600,461	643,447

(3) 地域組織（母親クラブ）活動支援

児童館等を拠点として、親子の交流行事や家庭養育の研修、地域行事への参加等を行い、地域の中で児童健全育成を進めている「地域組織」の活動を支援しています。

■対象団体（令和5年4月1日現在）

○行仁母親クラブ

■地域組織活動補助金（決算額）の推移

(千円)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
金 額	256	256	171	86	86

(4) 児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、また、情操豊かなものにするため設置しています。

■設置の状況（令和5年4月1日現在）

大木の芝原公園…北会津町下荒井

7 社会環境の整備等事業

(1) 保育所保育士研修会

保育所職員の専門的知識・技能を高め、より豊かな保育を実施するために、保育士会の協力を得て開催しています。

■研修会開催状況の推移

(回、人)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
回数	3	3	0	3	3
参加者数	1,145	1,168	0	1,076	1,140

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各施設で研修を開催。

(2) 保育士復帰支援研修会

保育士の資格を持っていて、現在、就職していない保育士資格所持者を対象に、現場復帰に向けた研修会を行っています。

■研修会開催状況の推移

(人)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
参加人数	1	1	0	0	1

(3) 乳児保育研修会

市内保育施設の乳児保育担当者を対象に、保育技術及び知識の向上を図るため研修会を行っています。

■研修会開催状況の推移

(人)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
参加人数	36	21	36	35	32

(4) 地域子育て支援センター事業

乳幼児を持つ母親、又は家族が教育上の悩みや問題等を電話や面接によって相談を受け、保育の専門家である保育士、看護師、栄養士がアドバイスを行います。また保育施設の在園児童との交流や、保護者の交流の支援、保育施設の園庭開放など地域の中の拠点として子育て支援を行っています。

- ・相談は随時受け付けています。
- ・交流や園庭開放事業は各施設によって実施日が異なります。
- ・市内認可保育所9ヶ所及び幼保連携型認定こども園18ヶ所、地域型保育施設を運営している法人1ヶ所で実施。

(5) 一時預かり事業（一般型）

保護者の急病や都合などで家族での保育が出来ない時に、お子さんを一時的に保育施設でお預かりします。保護者の育児疲れ解消のためなどの理由での利用も受け入れています。

- ・市内認可保育所5ヶ所、認定こども園18ヶ所、幼稚園1ヶ所で実施。

(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気のため保育所などに通所できないお子さんをお預かりします。

■施設名：病児保育所さくら

(人)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
年間延利用人数	282	195	64	116	45

(7) ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、育児を手助けしてほしい人と手助けしたい人との連絡調整、援助希望者への講習会などを行い、保育施設等への送迎や病児・病後児も対象とした一時預かりを実施し、子育て相互援助活動への支援を行っています。

(件)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用件数	2,937	3,144	2,572	2,918	2,718
うち病児・緊急時の預かり等	4	5	1	2	7

(8) ホームスタート事業

子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭に市民ボランティアが家庭訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をする、傾聴を中心とした支援を行っています。

(世帯、人、回)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用世帯数	21	28	24	27	27
子どもの人数	33	56	40	39	46
訪問回数(延べ)	193	279	231	275	286

(9) ブックスタート事業

絵本を通して赤ちゃんと保護者があたたかい時間を分かち合うことを応援する子育て支援として、市が実施する4か月児健康診査において、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本やガイドブックなどの入った「ブックスタート・パック」の配付を行っています。

(人)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
配付対象者	819	807	781	721	657
配付状況	789	774	735	676	628

(10) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や出張、育児疲れ等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、母子生活支援施設において児童を預かることにより、保護者の負担軽減等を図っています。(平成29年度より開始)

(日)

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
利用日数	23	62	31	16	11